

淡路広域水道企業団会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関する条例

令和2年2月20日
条例第2号

改正 令和2年3月27日 条例第6号
令和6年3月28日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類及び基準について必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 会計年度任用職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料)

第3条 会計年度任用職員の給料の額は、月額、日額又は時間額（時間を単位とする額をいう。以下同じ。）で定めるものとし、洲本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年洲本市条例第8号。以下「洲本市会計年度任用職員条例」という。）の適用を受ける職員として、洲本市会計年度任用職員条例第3条の規定を適用した場合にその者に適用される給料表のその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超えない範囲内において、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和57年淡路広域水道企業団条例第9号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、企業長が定める。

(地域手当)

第4条 給与条例第6条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(通勤手当)

第5条 給与条例第9条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(特殊勤務手当)

第6条 給与条例第10条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(時間外勤務手当)

第7条 給与条例第11条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(夜間勤務手当)

第8条 給与条例第12条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(期末手当)

第9条 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6か月以上の会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が20時間未満の者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。

2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、前項の任期の定めが6か月以上の会計年度任用職員とみなす。

(勤勉手当)

第9条の2 給与条例第17条の規定は、任期の定めが6か月以上の会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が20時間未満の者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。

2 前条第2項の規定は、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

(給与の支給方法)

第10条 会計年度任用職員の給与の支給方法は、他の条例に規定する場合のほか現金で支給しなければならない。ただし、当該会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支給することができる。

(給与の減額)

第11条 会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。）である場合、有給の休暇による場合その他企業長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員が部分休業又は介護休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(公務のための旅行に係る旅費)

第12条 会計年度任用職員が公務のために旅行するときは、その旅行に係る旅費を支給する。

2 前項に規定する旅費の額は、淡路広域水道企業団職員等の旅費に関する条例（平成11年淡路広域水道企業団条例第6号）別表に掲げる職員の例による。

(休職者の給与)

第 13 条 法第 28 条第 2 項及び淡路広域水道企業団職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 9 年淡路広域水道企業団条例第 2 号）第 2 条の規定により休職にされた会計年度任用職員には、その休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

(その他)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、第 2 条に規定する給与の基準について必要な事項は、洲本市の市長の事務部局に勤務する会計年度任用職員の例による。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(期末手当の支給の特例)

2 令和 2 年 6 月に期末手当を支給する場合における第 9 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「前会計年度の末日まで会計年度任用職員」とあるのは、「令和元年度の末日まで一般職に属する非常勤の職員（当該職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間が 20 時間未満の者を除く。）」とする。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日条例第 6 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。